

# 令和元年台風第19号等により発生した災害廃棄物等処理の基本的考え方

令和元年11月13日

福島県生活環境部

令和元年台風第19号等により発生した県内の災害廃棄物等について、次の基本的考え方により処理を進める。

## I 生活ごみ等

令和元年台風第19号により、郡山市においては、「一般廃棄物焼却施設」及び「し尿処理施設」が被災しており、生活ごみやし尿の処理が喫緊の課題であることから、県は、代替施設確保のため、国や県内外の自治体との広域調整を最優先に行うとともに、国に対して必要な財政的支援等を要望する。

また、被災した施設の早期復旧に向け、国に対して技術的支援や財政的支援を要望する。

## II 災害廃棄物

### 1 処理対象

令和元年台風第19号による大雨、暴風等及び同年10月24日から10月26日の低気圧等による大雨に伴い発生した災害廃棄物とする。

### 2 処理主体等

○災害廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により市町村が行うことを原則とする。

○県は、市町村が行う災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、以下の支援等を行う。

- ・市町村（一部事務組合を含む。以下「市町村等」）、他都道府県、国、民間事業者団体等との広域的な連携調整
- ・市町村等が行う災害廃棄物処理への技術的支援
- ・情報の収集及び市町村等間における情報の共有
- ・災害廃棄物処理の進捗状況の把握
- ・市町村等による処理が困難であると認められる場合には、地方自治法の規定により、災害廃棄物の処理に関する事務を受託

### 3 発生量の推計値

約50万トン

※住家被害の状況等から片付けごみや家屋解体廃棄物の量を推計したものであり、流木や土砂等の災害廃棄物は含んでいない。

今後、災害廃棄物処理実行計画の策定等に向け、これらの数量を精査していく。

### 4 処理期間（目標）

発災後1年半での処理完了を目標とする。

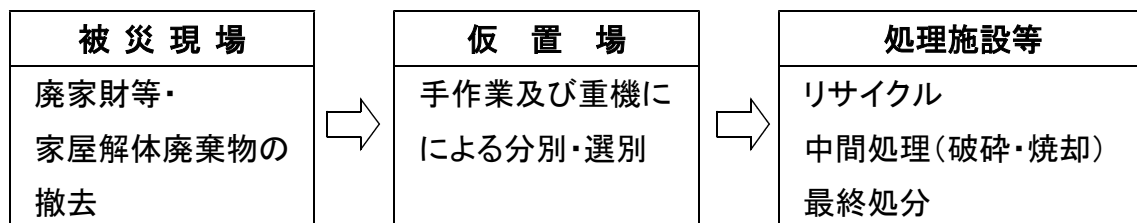
※ただし、災害廃棄物発生量の精査状況等を踏まえて適宜見直す。

### 5 処理方法

○生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町村等、県、国、民間事業者等が連携し、迅速かつ適正に処理を進める。

○分別を徹底してリサイクルを図り、焼却処理量及び最終処分量を可能な限り低減する。

○各市町村等の一般廃棄物処理施設における処理を基本とするが、目標処理期間内での完了に向け、産業廃棄物処理施設や県内各市町村等の処理施設における広域処理を行うとともに、県外の廃棄物処理施設や国の仮設焼却施設における処理を要請する。



### 6 財源

国の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用するとともに、国に対し必要な財政支援を要望する。

### 7 災害廃棄物処理実行計画

県及び被災市町村は、この基本的考え方を踏まえ、具体的な処理方法、スケジュール等を検討し、災害廃棄物処理実行計画を策定するものとする。